

Zenken通信 (vol. 45)

▽ 今回のお届け情報

Title: 群馬県「現場代理人の兼務さらに拡大」

Outline

添付資料P1～3

○群馬県（県土整備部）は、大型補正や早期発注に迅速に対応するため、本年4月から実施している現場代理人の兼務をさらに拡大するなどの措置を講じる。

[主な内容]

1. 現場代理人の兼務の拡大（斜体下線部を追加）

（1）兼務の対象となる工事

ア. 現場が特定されない管内一円工事（除草工、緊急工事等）

イ. 多数の現場を一括して発注した維持補修工事

ウ. ほかの工事

エ. 現場が特定できる2,500万円未満の工事

（2）兼務が認められる組み合わせ

①ア＋ア、ア＋イ、イ＋イ

②ア＋ウ、イ＋ウ、ア＋イ＋ウ

③ウ＋エ、エ＋エ（同一事務所の発注案件に限る）

※ウ＋ウは認められない。

（3）その他

①「ウ. ほかの工事」については、請負金額の上限は設定しない。

②「ア. 管内一円工事」と「イ. 維持補修工事」については、件数の上限は設定しない。

2. 監理技術者等の専任を要さない期間の拡大（斜体下線部を追加）

①工場製作期間

②工事一時中止期間

③工期内での早期完成の残余期間

④現場施工に着手するまでの期間（原則、工期開始日から30日以内）

3. 中間前払金制度の改善

契約締結時に選択した請負代金の受取方法（中間前払OR部分払）の途中変更を認める（ただし、いずれも支払いを受けていないことが条件）。

《群馬県建設業協会提供》

担 当 ：事業企画課 林

現場代理人の兼務拡大



大型補正・早期発注への対応方針

契約関係

1. 現場代理人兼務の拡大
2. 監理技術者等の専任を要さない期間の拡大
3. 中間前払い金制度の改善
4. 請負代金支払いの迅速化
5. 補正予算に伴う発注見直し公表

発注機関

1. 監督員業務の軽減
2. 事業の円滑な執行

今回は、経済危機対策に呼応した大型補正の執行、その効果を地域の隅々までいち早く浸透させる

るための早期発注を急務に置いた緊急的な措置で、いずれも1日のきょうから適用させる。今回の入札契約制度改正は、現場代理人兼務の拡大、監理技術者等の専任を要さない期間の拡大、中間前払金制度の改善の3項目。現場代理人兼務の拡大では、今年度当初から県土整備部が発注する環境が特定されない管内「田工事」および「多数の現場を一括して発注した維持補修工事」の兼務を平成23年3月31日までの

2年間を期限に試行しているが、今回はその対象工事を拡大、原則として2500万円未満の一般工事1件(契約担当者が認めるもの)も対象に加えた。道路改良工事、河川工事といった工種は一切問わない。ただし、この兼務は発注所属が同一(同じ事務所発注の案件という意味)で、今年度内までの時限的措置。具体的な例を示してみよう。県前橋土木事務所発注の橋梁上部工事5000万円を発注している企業が、この現場には

県土整備部

大型補正に迅速対応

きょう出先事務所へ通知

県県土整備部はきょう1日、大型補正に対する対応や早期発注を急務に置いた現場代理人の兼務拡大や監理技術者等の専任を要さない期間の拡大、中間前払金制度の改善などを各出先事務所へ通知する。現場代理人の兼務は、今年度内を期限に2500万円未満の工事1件まで承認する。監理技術者等の専任を要さない期間の拡大については、実工事期間に含めた専任期間とし、最大30日間を期限に専任期間を免除する。これに関しては、年度内までということではなく恒久的なものとなる。中間前払金制度の改善では、契約後に部分払いとの変更ができるようにする。さらに、大型補正に伴う発注見直しも作成する方針で、7月中旬をめどに公表する予定。補正での発注見直し作成について県監理課は「県では初のこと」と話している。これらのほか、大型補正や早期発注に対応するため、従来の施策のさらなる徹底も指示する。いずれも県土整備部発注案件が対象で、1日のきょうから適用させるが、適用が間に合わない施策に関しては、早期の適用を目指す考え。群馬県建設業協会の青柳剛会長は「先日まとめた経営・受注アンケートによつて、各社に技術者不足の不安感があることがわかった。その点からすれば、今回の制度改正は受注者側にとつて非常にありがたい」と高く評価している。

△氏を現場代理人に常駐させているが、同事務所から道路舗装工事の入札(2000万円)が出る△氏がその工事の現場代理人を兼務することが出来る。しかし、それらの工事を兼注しながら「現場が特定されない管内一田工事」および「多数の現場を一括して兼注した維持補修工事」が出た場合は兼務が認められない。現在は、5000万円の橋梁下部工事と2500万円未満の工事は兼務でき、5000万円の橋梁下部工事と「現場が特定されない管内一田工事」などは兼務できる。また、5000万円の橋梁下部工事と「現場が特定されない管内一田工事」と「多数の現場を一括して兼注した維持補修工事」は兼務できるが、5000万円の橋梁下部工事と2500万円未満の工事と「現場が特定されない管内一田工事」などの兼務は不可能ということだ。この2500万円未満という上限は、関東近辺では埼玉県と茨城を対象金額。県契約検査課の針谷宗人課長は「現場代

理人の常駐義務を定ずるものではなく兼務したる現場のどちらかには必ず兼注することになるので、これについては厳格に守ってもらい、本来の現場代理人としての職務を全うしていただきたい」と話している。監理技術者などの専任を要さない期間の拡大は、実工事期間に合わせた専任期間とし、準備期間中を専任期間にしないとしている。対象は工事規模や工種を問わない全工事で、今回の現場代理人兼務の拡大とは異なり、期限を設定しない恒久的な措置となる。県では①工事製作期間②工事一時中止③工期内の早期完成の残余期間などに対しては、これまで技術者の専任期間を免除していたが、今回の改正では、着工から実際に現場に着手する間を「兼注」の意向を踏まえ最大30日間を期限として専任期間を免除するもの。今回の改正について所管する県契約検査課は「既に現在進めている工事があり、その工事があ

ると、その技術者を次の工事に従事させたい場合などを想定して今回の改正を考えたとしている。ただし、専任期間の免除を申請するにあたっては工事担当者の中で専任しない理由を明記する形となる。針谷課長は「制度の運用により工事着手が遅れ、結果的に工期が守れなくなるようなことも懸念される。事前協議により認められない場合もあるが、発注者と受注者相互の信頼の上に成り立つ改正と考えていただき、工程に無理を来さないようとりわけ労働災害防止と品質確保に努められないようお願いしたい」と本紙の取材に回答した。中間前払金制度の改善は、契約後に同制度と部分払いの受渡を可能とするもの。これも恒久的な措置であり、同制度のさらなる活用を促す。5月定例県議会の産業土木常任委員会でも中間前払金の運用が出て、答弁に立った針谷課長は「昨年度の全工事2267件のうち、中間前払金制度の選択が132件、部分払い

制度の選択が1798件で、このうち実際に請求があったのは中間前払金が4件、部分払い147件であったと回答。中間前払金制度の利用の少なさが問題となっていた。また、同協会が行った経営・受注アンケートの「中間前払金の利用に對しても利用したい」との意向が8割以上多かった一方、制度自体を知らない企業も多く、知っている企業でも「手続きが面倒」という回答が非常に多かった。針谷課長は「県では、これまで中間前払金と部分払いを契約時点で選定し、変更が認められなかった。群協会のアンケートによると資金繰りで問題ない」と回答した企業は約3割。大小の差はあるが、約7割が厳しいと回答しており、簡便な手続きで支払いが受けられる中間前払金制度の積極利用を」と呼びかけている。大型補正に伴う発注見直しでは、県土木部所管の案件を対象とし、今月中旬をめどに公表する方針。今後、各出先事務所へ案件の選定を依頼す

る意向だ。これらのほか、請負人金支払いの迅速化として完成後の支払いを迅速化する「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定められている「請求から40日以内」を踏まえながらも「請求から20日程度以内」とする努力目標を掲げている。大型補正・早期発注に対する県内部の対応として、監理員業務の軽減や事業の円滑な執行などを掲げる。監理員業務の軽減では、群協会の建設技術者への研修依頼や「立会い検査の弾力的運用」「工事書類の簡素化の徹底」「設計審査業務の軽減」など。このうち、立ち会い検査の弾力的運用については、職員必携(赤本)の群馬県建設工事の監理に関する規定第6条第2項(現場代理人等による段階確認)を積極的に運用させる。同規定第6条第1項で床板検査や型枠検査、鉄筋検査などに対しては監理員が原則立ち会うこととしているが、やむを得ない場合は同規定第6条第2項で定められている通り、各事

務所の判断で現場代理人の立ち会いが可能となっている。この規定を積極的に運用し、大型補正による業務過多を解消させる。設計審査業務の軽減では、既着材料を適用し、CAD図作成などの事務処理を削減する。事業の円滑な執行では、事業執行工程管理システムを活用する。このシステムは、各出先事務所が独自に作成。それを内部職員が工程管理などに有効活用させるもの。事業執行にあたっては、交差点協議や電柱移転、文化財調査、河川協議などの問題が発生することもあるため、円滑な事業執行を目指し、システムを活用すること。これら工事実施上の問題や諸課題を早期に解決させる。これらの諸施策について県監理課建設政策室の土橋勉室長は「今回の経済対策が地域の隅々まで行き渡るよう、職員が減少する中、大幅に増加する業務の効率化を図って事業現に取り組んでいきたい」と述べた。

平成21年度大型補正予算を踏まえた工事の早期発注等に対応するための契約関係事務における措置

1 現場の施工態勢(7月1日から施行)

(1)現場代理人の扱い(県土整備部発注工事に適用)

現在試行中の現場代理人の兼務を認める工事に以下を追加。

①追加する対象工事

現場が特定できる請負金額2,500万円未満の工事と他の工事。

ただし、同一事務所が発注した工事かつ2契約までとし、平成22年3月末までに所長等が認めた工事。

②手続き

現場代理人の氏名及び兼務を希望する工事名・工事場所・工期・請負金額を記載した工事打合せ書により協議する。

(2)監理技術者等の専任期間の扱い(県発注工事に適用)

「工事現場における技術者専任制等の確保について」の取扱いに定める「専任であることを要しない期間」に以下を追加。

①追加する期間

現場施工に着手するまでの期間(原則、工期開始日から30日以内)。

ただし、所長等が認めたもの。

②手続き

契約締結後速やかに、工期開始日を専任開始日としない理由及び専任期間を記載した工事打合せ書により協議する。

2 資金調達の円滑化・迅速化(7月1日から施行)

(1)施工段階における請負代金一部支払い制度(中間前金払い等)の改善(県発注工事に適用)

従来、契約締結時に選択した適用制度の途中変更は不許可としてきたが、支払いを受けていないことを条件に適用制度の途中変更を認めることとした。

(この場合、契約変更が必要となります)

(2)工事代金支払いの迅速化(県土整備部部内 所属長あて通知)

文書(「工事代金等の支払い事務の迅速化について」)を発出し、所要期間を大幅に短縮する等一層の迅速化を要請。

3 補正予算に伴う追加工事等に係る発注見通しの公表(7月中を予定)